

千の風

(1年更新型) 定期保険 定期保険・普通保険約款

定期保険 普通保険約款

(2008年4月 1日制定)
(2010年4月 1日改訂)
(2012年7月 1日改訂)
(2013年7月 1日改訂)
(2014年5月 1日改訂)
(2016年2月 1日改訂)
(2017年9月 1日改訂)
(2018年4月 1日改訂)
(2020年4月 1日改訂)

この保険の趣旨

この保険は、ご家族の生活安定のため、被保険者の万一の場合に備えていただく保険です。

第1条 保険金の支払

- この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。
死亡保険金（当約款においては「保険金」とします。）
被保険者が保険期間中に死亡したとき、保険証券記載の保険金を支払います。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、保険金を支払います。
- 保険料の払込方法（回数）が年払、半年払の保険契約で前2項の規定により保険金を支払った場合は、会社は、その支払事由が生じた日においてその日の属する月の翌月以降の期間に対応する既収保険料がある場合には、下記に記載する式より計算した当該期間分の返金保険料を保険金受取人に支払います。

返金保険料
=既収保険料 — (月払保険料 × 経過月数)

第2条 免責事項

- つぎのいずれかにより被保険者が死亡した場合は、保険金を支払いません。
 - 責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - 保険契約者または保険金受取人の故意によって被保険者が死亡したとき。
 - 戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき。
- 保険金受取人が故意によって被保険者を死亡させた場合で、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、会社は、保険金の残額をその他の保険金受取人に支払います。
- 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払いまたは削減して支払うことがあります。
- 第1項第1号から第3号までの免責事由は、更新した場合を含めて有効期間中のすべてにわたり適用されます。
- 免責事由に該当したときは、その時から保険契約は消滅します。

- 第1項により保険契約が消滅した場合に、会社はその事由が生じた日において、その日の属する月の翌月以降の期間に対応する既収保険料がある場合には、第1条第3項の規定に基づき計算した当該期間分の返金保険料を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、免責事由に該当した場合は、支払いません。

第3条 責任開始期と契約日

- 会社は、代理店の募集人または郵便もしくはインターネットを経由して行われた保険契約の申込を受け付けます。
- 会社は、会社が保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料の口座振替が行われたときは、その日の属する月の初日を責任開始日とします。
- 前項の場合、第1回保険料の口座振替が行われなかつたときは、保険契約は不成立となります。
- 会社は、責任開始日を契約日と定め、保険料は契約日における被保険者の満年齢により計算します。また、保険期間は契約日を含めて計算します。
- 会社が保険契約の申込を承諾する場合は、第1回保険料の振替案内を兼ねた「承諾通知」を責任開始日の前日までに届くように保険契約者宛に送付します。
- 保険契約は、会社が前項の「承諾通知」を発した時に成立するものとします。
- 会社は、第1回保険料を受領した後に保険証券を保険契約者宛に発行します。

第4条 保険証券

会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- 会社名
- 保険契約の種類（商品の正式名称とプラン名を表示）
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他のその被保険者を特定するため必要な事項
- 保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- 支払事由
- 保険金額およびその支払方法
- 保険料およびその払込方法
- 保険期間の始期（契約日）および終期（満了日）
- 保険証券を作成した年月日
- 特別条件付保険特約が適用された場合には、特別条件の内容

第5条 保険料の払込

- 保険契約者は、保険契約の保険料払込期間中、毎回第6条（保険料の払込方法〈経路〉）に定める払込方法〈経路〉にしたがい、つぎの期間（以下、「払込月」といいます。）内に保険料を払い込むものとします。

- (1) 払込方法（回数）が月払（12回）の場合
契約日の月ごとの応当日（以下、「月単位の応当日」といいます。）の属する月の初日から末日まで。
- (2) 払込方法（回数）が年払（1回）または半年払（2回）の場合
契約日の1年ごとの応当日（以下、「年単位の応当日」といいます。）または契約日の半年目の応当日（以下、「半年単位の応当日」といいます。）の属する月の初日から末日まで。
- 2 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの応当日から翌応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 3 第2回以後の保険料（更新後の保険料を含みます。以下、同じ。）の振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 払込方法（回数）が月払の場合
翌月の振替日に翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 払込方法（回数）が年払または半年払の場合
翌月の振替日に再度口座振替を行います。
 - (3) 第1号および第2号による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、第7条第1項に定める払込猶予期間内に払込期月の到来した保険料を会社の指定した場所に払い込むものとします。
- 4 第1項の保険料が、保険契約の消滅する日の属する月の翌月（第7条の規定により保険契約が効力を失った場合は、効力を失った日の属する月）以降に払い込まれた場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの払込期月の末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。

第6条 保険料の払込方法〈経路〉

保険契約者は、つぎのいずれかの保険料払込方法〈経路〉により保険料を払い込むことを要します。

- (1) 保険料口座振替扱（会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法）
(保険料が「指定口座」から振替えられた場合、振替日をもって保険料の払込みがあったものとみなします。)
- (2) 金融機関等への振込扱（会社の指定した金融機関等の口座に振り込むことにより払い込む方法）
(第1号の方法で払込猶予期間中の保険料振替が不能となったときに限ります。)

第7条 保険料の払込猶予期間および保険契約の失効

- 1 第2回以後の保険料については、払込期月の翌月初日から末日までの払込猶予期間を設けます。
- 2 払込猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
- 3 この保険においては、復活の取り扱いはありません。

第8条 払込猶予期間中の保険金の支払い

第7条の払込猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、その時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。

第9条 保険期間および保険契約の更新

- 1 本保険契約の保険期間は、契約日もしくは以下に規定する更新日から1年間です。
- 2 会社は保険期間満了日の2カ月前に、保険契約者宛に「更新案内」を送付し、保険契約者が保険期間満了日の1カ月前までに契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、保険契約は、保険期間満了日の翌日に更新されます。この場合、保険期間満了日の翌日を更新契約の更新日とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、更新日において本保険契約が有効に継続していないとき、または被保険者の年齢が満100歳以上の場合は、本条の更新を取り扱いません。

- 4 更新後の保険金額は、更新前の保険金額と同じとします。
- 5 更新後の保険契約の保険期間および保険料の払込方法（回数）は、更新前の保険期間および保険料の払込方法（回数）と同じとします。
- 6 前項の規定にかかわらず、保険期間満了日の1カ月前までに保険契約者が申出をすれば、会社の定めるところにより、前項の規定による保険料の払込方法（回数）を変更して更新することができます。
- 7 更新後の保険契約には更新日の定期保険普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 8 更新後の第1回保険料は更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合第5条（保険料の払込）、第6条（保険料の払込方法〈経路〉）、第7条（保険料の払込猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
- 9 更新後の保険料が振替えられた場合は、保険契約者宛に「更新通知書」（保険契約が更新された旨の案内）を送付します。保険証券は新たに発行せず、当初の保険証券に「更新通知書」を合わせて、新しい保険証券の代わりとします。
- 10 第2項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、保険契約は更新されません。
- 11 会社は本保険商品の収支状況などの事情から、契約更新の際に保険料を増額し、または保険金額を減額する場合があります。この場合、更新日の2カ月前までに保険契約者に書面で通知のうえ、更新日（年単位の応当日）から変更後の保険料または保険金額を適用します。
- 12 会社は本保険商品が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、本商品の新たな更新を引き受けないことがあります。この場合、更新の2カ月前までに保険契約者宛に書面により通知します。

第10条 保険金の請求、支払時期

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金受取人は、会社にただちに通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を提出して保険金を請求して下さい。
- 3 会社は保険金を、不備の無い必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社で支払います。
- 4 保険金を支払うために特に確認が必要なつぎの各号に掲げる事項がある場合には、それぞれ当該各号に定める事項の確認（医師等への確認を含みます。）を行います。この場合、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由が発生の有無の確認が必要な場合
保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号及び第3号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- 5 前項の確認するために、以下の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合における保険金支払の期限は、前2項の規定にかかわらず、第2項の書類が会社に到着した日の翌日から起算して180日（各号のうち複数に該当する場合であっても180日）を経過する日とします。
 - (1) 第4項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会。
 - (2) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等

の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定。

- (3) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての保険契約者、または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続が開始されたことが報道等から明らかな場合における、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会。
 - (4) 第4項各号に定める事項についての日本国外における調査。
- 6 第4項または第5項に該当する場合、会社は、保険金受取人に保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を通知します。
- 7 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（医師等への確認が必要な場合に確認の同意に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 8 第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、会社は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を保険金受取人に支払います。

第11条 保険契約者の住所等の変更

- 1 保険契約者が住所、電子メールアドレス（以下、「住所等」といいます。）を変更したときは、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所等に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第12条 保険金受取人の変更

保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、保険金受取人を変更することができます。

- (1) 保険金受取人の変更は、会社が定めた範囲内で行うことができるものとします。
- (2) 保険金受取人の変更申請を行うときは、保険契約者が必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- (3) 前号の通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第13条 遺言による保険金受取人の変更

- 1 第12条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、会社の定める範囲内で、保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することはできません。
- 4 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

第14条 保険金受取人の死亡

- 1 保険契約者は、保険金受取人が支払事由の発生前に死亡したときは、被保険者の同意を得て、遅滞なく保険金受取人の変更をして下さい。
- 2 保険契約者が保険金受取人の変更申請を行うときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 第1項および第2項の届出がない場合に、保険金受取人が支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
- 4 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
- 5 前2項の規定により保険金受取人となった者が2人以上い

る場合、その受取割合は均等とします。

第15条 保険契約者の変更

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更申請を行うときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

第16条 保険契約者または保険金受取人の代表者

- 1 保険契約について、保険契約者または保険金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を定めて下さい。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上いる場合には、その責任は連帯とします。

第17条 詐欺による取消し

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 告知義務

保険契約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。

第20条 告知義務違反による解除

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失により事実の告知をせず、または不実の告知をしたときは、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合、会社は、保険金の支払を行いません。また、すでに保険金の支払を行っていたときは、その返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が、保険契約解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、または保険金受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。
- 5 保険料の払込方法（回数）が年払、半年払の保険契約の場合で、会社がこの保険契約を解除した日において、その日の属する月の翌月以降の期間に対応する既収保険料がある場合には、第1条第3項の規定に基づき計算した当該期間分の返金保険料を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができない場合

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。

- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月を経過したとき。
 - (5) 契約が、責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由が生じたときを除きます。なお、この場合においても、責任開始日からその日を含めて5年をこえて有効に継続したときは、会社は契約を解除することはできません。
- 2 第1項第2号および第3号については、保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の規定により当会社が告知を求める事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合は適用しません。

第22条 重大事由による解除

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、故意に被保険者を死亡（未遂を含みます。）させた場合。
 - (2) 保険金受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、故意に被保険者を死亡（未遂を含みます。）させた場合。
 - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合。
 - ア. 反社会的勢力注に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力注に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力注を不当に利用していると認められること。
 - エ. 保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力注がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力注と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - (5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、この保険契約の保険契約者に係る他の保険契約が重大事由によって解除されることなどにより当会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人が会社に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項第1号から第5号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金注を支払いません。
（注）第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号アからオまでに該当したのが保険金受取人のみで、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。
 - (2) 会社は、その支払事由により、すでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 本条の規定によって保険契約を解除したときは、その保険契約が年払・半年払の場合、会社は、第1項第3項の規定に基づき計算した返金保険料を保険契約者に支払います。

- ただし、第1項第1号に該当するときは支払いません。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については第1項第3項の規定に基づき計算した返金保険料を保険契約者に支払います。
- 5 本条の規定による解除については、第20条（告知義務違反による解除）第4項の規定を準用します。

第23条 解約

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 この保険契約を解約した場合の解約返戻金はありません。
- 4 保険料の払込方法（回数）が年払、半年払の保険契約の場合で、当該保険契約の解約請求を会社が受理した日において、その日の属する月の翌月以降の期間に対応する既収保険料がある場合には、第1項第3項の規定に基づき計算した当該期間分の返金保険料を保険契約者に支払います。

第24条 保険金額の減額

- 1 第9項第4項の規定にかかわらず、保険契約者は、更新時において保険金額の減額を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、保険期間満了日の1ヶ月前までに必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 会社が本条の減額を承認したときは、将来の保険料を改めます。
- 4 本条の減額は、会社が承諾した日の直後に到来する更新日から効力を生じます。
- 5 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額については取り扱いません。

第25条 契約年齢の計算

契約日における被保険者の年齢は満年齢で計算します。

第26条 契約年齢または性別の誤りの処理

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは保険契約を取り消すことができるものとし、会社の定める範囲内であったときは実際の年齢に基づいて保険料または保険金額を変更し、過去の保険料の差額を清算します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合、会社の定めるところにより処理します。

第27条 契約者配当

この保険契約には、契約者配当は行いません。

第28条 時効

保険金の支払を請求する権利および第1項（保険金の支払）第3項、第2条（免責事項）第6項、第20条（告知義務違反による解除）第5項、第22条（重大事由による解除）第3項および第4項、第23条（解約）第4項に定める返金保険料を請求する権利は、該当事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。

第29条 保険期間中の保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払

- 1 保険金の支払事由の発生が著しく増加するなどで、更新時の対応では収支改善が見込めないときは、保険期間中に保険料を増額したまでは保険金額を減額することができます。
- 2 感染症、広範囲にわたる事故、またはその他の原因によって支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼし、本保険制度の財政に大きな影響を与えるときには、会社は保険金の全部または一部を削減して支払うことがあります。
- 3 前2項の理由により、保険料の増額、保険金額の減額およ

び削減支払を行う場合、その理由および変更の内容、その他必要な事項を変更日の前に保険契約者または保険金受取人に文書にて通知します。

第30条 管轄裁判所

本保険契約に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険契約者もしくは保険金受取人（保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

第31条 インターネットによる保険加入申込に関する特則

- 1 保険契約者がインターネットを経由して保険契約の申込を行う場合には、この特則を適用します。
- 2 この特則を適用した場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 被保険者は保険契約者とします。
 - (2) 保険契約者は、インターネット上に会社が設けた契約申込画面において保険契約の申込に係る必要事項を入力し、インターネットを経由して会社に送信することにより、保険契約の申込を行うものとします。
 - (3) 第19条（告知義務）を、つぎのとおり読み替えます。保険契約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、契約申込画面で会社が告知を求める事項について、保険契約者は、その契約申込画面に必要事項を入力したうえ、インターネットを経由して会社に送信することにより告知することを要します。
 - (4) 会社は、前号により保険契約者から送信された必要事項の受信をもって告知があったものとして取り扱います。また、会社は、必要事項の受信を確認したうえで、インターネットによって告知を受け付けた旨を電子メールにより通知します。
 - (5) 保険契約者は、インターネット上の契約申込画面において重要事項説明書等（契約概要、注意喚起情報、意向把握・確認書面）の確認と同意をしなければなりません。

保険料定額更新のための保険金額設定に関する特約

（略称：保険料定額更新特約）

（2009年5月11日制定）

（2016年2月 1日改訂）

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者があらかじめ指定した保険料に基づいて、主契約の更新後の保険金額を設定し直すことを主な内容とするものです。

第1条 特約の締結

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条 更新後の保険料の指定

保険契約者は、会社の定めるところにより、あらかじめ主契約の更新後の保険料を指定するものとします。

第3条 更新後の保険金額の設定方法

- 1 主契約の更新にあたっては、更新後の保険料が前条に基づき保険契約者が指定した額と同じになるように、主契約の更新後の保険金額を設定します。
- 2 前項の保険金額の設定は、会社の定めるところにより更新時における被保険者の年齢に基づき計算します。

第4条 特約の中途付加

- 1 主契約の更新に際し、保険契約者から申出があったときはこの特約を締結し、当該更新日をもって特約の中途付加を行います。
- 2 保険契約者は、主契約の更新日の1カ月前までに会社の定める方法によりこの特約の中途付加の申込を行うことを要します。

第5条 特約の同時消滅

主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第6条 特約の解約

この特約のみの解約はできません。

第7条 特約の更新

主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。

特別条件付保険特約

（2014年5月26日制定）

（2016年2月 1日改訂）

（2018年4月 1日改訂）

（2020年4月 1日改訂）

第1条 特約の締結

保険契約の締結の際、被保険者の健康状態、病歴、その他が会社の定める「引受査定基準」において「標準体」に合致しない場合、会社は、この特約を付加し保険契約を締結することができます。

第2条 特約の適用方法

- 1 この特約を付加する際、申込保険金額を制限して保険契約を締結する場合があります。
- 2 この特約が付加された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、つぎの第1号から第3号までのうちいずれか一つの方法を適用します。

(1) 保険金削減支払法

- ア. 責任開始日から起算して会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときは、引受けた保険金額に保険証券記載の割合を乗じた金額を支払います。ただし、その原因が不慮の事故の場合は引受けた保険金額の全額を支払います。

※不慮の事故による死亡は、（別表2）に定める

とおりです。

- イ. 削減期間内の支払保険金の額は「引受保険金 × 支払率」とし、その支払率および削減期間は、保険証券に記載します。

(2) 特別保険料領収法

- ア. 会社は、この特約が付加された保険契約については、普通保険料に上乗せして特別保険料を領収します。

※普通保険料とは、主契約に適用される保険料をいいます。

- イ. 特別保険料の額は「普通保険料 × 乗率」とし、その乗率および領収期間は、保険証券に記載します。

(3) 加入条件緩和法

- ア. 徴収する保険料は、加入条件緩和法が付加された保険契約の保険料とします。

- イ. 普通保険約款第1条第1項の規定にかかわらず、保険期間中に被保険者が死亡した場合、加入条件緩和法が付加された保険契約の保険金額は、以下のとおりとします。

① 責任開始日以後1年以内の病気による死亡

保険証券記載の保険金額の20パーセント

② 責任開始日以後1年を超えた病気による死亡

保険証券記載の保険金額

※「病気による死亡」とは、不慮の事故以外の事由による死亡をいいます。

③ 上記①および②の規定にかかわらず、不慮の事故により保険期間中に被保険者が死亡した場合

保険証券記載の保険金額

- ウ. 普通保険約款第5条第1項の規定にかかわらず、加入条件緩和法が付加された保険契約の保険料の払込方法（回数）は、月払（12回）のみとします。

第3条 特約の更新

- 1 本条規定によって特約が更新された場合には、第2条(特約の適用方法)の適用にあたっては、更新前と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 2 この特約のみの更新辞退はできません。保険契約者からこの特約の更新に対して辞退の旨の申出があつた場合は、主たる保険契約の更新もあわせ、辞退があつたものとして取り扱います。

第4条 特約の解約

この特約のみの解約はできません。

別表1

1. 保険金等請求に必要な書類
① 会社所定の請求書
② 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書
③ 被保険者の住民票
④ 保険金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)と本人確認書類
⑤ 保険証券
2. 保険契約者の住所等の変更、保険契約者・被保険者・保険金受取人の改姓、改名、改称
① 会社所定の変更届出書
② 改姓・改名・改称のときは会社指定の本人確認書類
3. 保険金受取人の変更
① 会社所定の変更届出書
② 保険契約者の本人確認書類
③ 保険証券
4. 保険契約者の変更
① 会社所定の変更届出書
② 保険契約者の本人確認書類
③ 保険証券
5. 解約
① 会社所定の請求書
② 保険契約者の本人確認書類
③ 保険証券
6. 更新時における保険金額の減額・払回数の変更
① 会社所定の変更届出書
7. 指定口座の変更
① 会社所定の変更届出書
② 預金口座振替依頼書
*会社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。
*本人確認書類とは
1. 保険契約者が個人の場合は、「運転免許証、各種健康保険証、年金手帳等、パスポート(旅券)、印鑑登録証明書」など。
2. 保険契約者が法人の場合は、契約者である法人と、取引担当者双方の本人確認が必要です。取引担当者の本人確認は上記1.の保険契約者が個人の場合と同様です。法人の確認は、登記事項証明書(登記簿謄本・抄本)または印鑑登録証明書等により行います。
(注) 保険契約者が国・地方公共団体等である場合の本人確認は、取引担当者のみの本人確認を行います。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の個体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの。 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温(E900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化(E902)」、「旅行および身体動揺(E903)」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置(E904)中の飢餓、渴」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息(E911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息(E912)」は除外します。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動(E927)中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および、「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故(E928)中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑(E978)」は除外します。	E970～E978
20. 戰争行為による損傷	E990～E999